

議 事 録	
会議の名称	平成 30 年 愛荘町教育委員会 第 2 回定例会
開催日時	平成 30 年 2 月 27 日（火）午前 9 時 00 分
開催場所	秦荘庁舎 2 階 第 2 会議室
出席者	【教育委員】5 名 植田建次、松浦延代、中村由香里、八島琢磨、藤野智誠 【事務局】6 名 教育管理部長 中村治史 教育振興課主監 巽 友弘 生涯学習課長 藤居祐司 歴史文化博物館長 大友 暢 図書館長 茶谷えりか 教育振興課係長 増居志穂
議事日程	日程第 1 議案第 3 号 愛荘町指定有形文化財の新指定について 日程第 2 議案第 4 号 平成 30 年度愛荘町一般会計教育委員会所管教育費予算概要について 日程第 3 議案第 5 号 愛荘町要保護および準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する要綱について 日程第 4 議案第 6 号 愛荘町公立学校職員服務規程の一部を改正する訓令について 日程第 5 議案第 7 号 愛荘町社会教育委員会議の傍聴要綱について 日程第 6 議案第 8 号 愛荘町公民館運営協議会の傍聴要綱について 日程第 7 議案第 9 号 区域外就学について 日程第 8 承認第 4 号 区域外就学の専決処分につき承認を求めることについて 日程第 9 承認第 5 号 学区外就学の専決処分につき承認を求めることについて 日程第 10 承認第 6 号 要保護および準要保護児童生徒の認定の専決処分につき承認を求めることについて
議事録作成者	教育振興課 増居 志穂
植田教育委員長	午前 9 時 00 分開会 おはようございます。第 2 回定例会にご出席いただき誠にありがとうございます。いよいよ残すところあと 1 ヶ月ということで、3 学期も忙しい時期になってまいりました。今朝、孫が今日は 6 年生を送る会だと言っていて、子どもたちもそれぞれの学年のまとめをしているのだなと思いました。学校では、今年もインフルエンザ等の流行もありましたので教育課程の円滑な修了というのが課題になってくると思います。十分目を配っていただくということと、今度はノロウイルス注意報等も出ておりますので、子どもたちの健康についても十分ご留意いただきたいと思います。また町においても、先日、町長選挙、町議会議員選挙もございまして、その結果を受けて、今年度のまとめの時期に入中、また新しい年度を迎える中でそれぞれの対応が必要であると思っておりますの

	で、そのあたりにご留意いただければと思っております。本日は議題がたくさんございますので円滑に進みますようよろしくお願いいたします。
中村部長	ありがとうございます。続きまして教育長よろしくお願いいたします。
藤野教育長	あいさつ、報告（以下、要旨） ・年度末に向けて、各校園への締めくくりの呼びかけと学校の経営に関する書類等を年度当初にファイリングしておき、必要に応じて持ち出せるようにしておくシステムを作るよう呼びかけしたこと ・インフルエンザによる学級閉鎖による授業の遅れの解消を年度末までに全時間確保できるよう意識していくこと ・次年度に向けて英語を専科にしていく件 ・平成 30 年度予算について ・卒業・卒園式の告示のお願い ・町長選に伴う教育長職の進退について
中村部長	ありがとうございます。それでは、引き続き委員長、会議の進行をお願いします。
植田委員長	ただいまの出席委員は 5 名で定数に達しております。 よって平成 30 年愛荘町教育委員会 第 2 回定例会は、成立いたしましたので開会をいたします。
植田委員長	最初に議事録の承認です。愛荘町教育委員会議事運営に関する規則第 9 条において、議事録に記載した事項に関して、委員中に異議があるときは、これを会議に諮って決定するとされています。平成 30 年第 1 回定例会の議事録が事務局からあらかじめ配布され、確認して頂いていると思いますが、議事録の内容についてご異議はございませんか。 【異議なし】
植田委員長	それでは、平成 30 年第 1 回定例会の議事録は承認をいただきました。後ほど委員の皆様にご用紙等まとめたものに署名をいただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。 なお、本日の平成 30 年第 2 回定例会の議事録署名も全員で行いますのでよろしくお願いいたします。 それでは、議題に入ります。

	日程第 1「議案第 3 号 愛荘町指定有形文化財の新指定について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。 —議案第 3 号を説明—
大友館長	
植田委員長	ただいま「議案第 3 号 愛荘町指定有形文化財の新指定について」の説明がありました。ご質問等ございませんか。
八島委員	前回説明していただいているので、せっかく文化財に指定するのですからしっかり保存をお願いしたいと思います。
大友館長	はい。分かりました。
藤野教育長	経年劣化するといけないので、劣化対策をしっかりと保存してくれています。前にもお話しさせていただきましたが、簡単に言うと私たちが子ども時代に日光写真というものをしていたのですが、それと同じ原理です。コロタイプといって日光写真で焼いたものをまたひっくり返して印刷するというものです。
大友館長	今は和紙に包んでしっかり保存しておりますけれども、割れるという心配があるのと、擦れて若干傷みが出てくるということもありますので、今お渡ししている写真で見ていただきたいと思います。そのものの自体の残存状況は良好ということで、現在でも焼付けをしようと思えば非常に綺麗に焼き付けられると思います。
藤野教育長	全国でも揃っているというのはほとんどないですね。
大友館長	乾板自体はあるのですが、歴史に対応するような形で残っているというのは非常に少ないですね。
藤野教育長	もともとこれを基にして作られた愛知郡史そのものがまた全国的にも完成度が高いことで有名になっているものなのです。それと一体化してきちんと残していくというのが大事かと思いますね。
植田委員長	これからますます価値の部分が希少なものですから、今後年が経てば経つほど大事になっていきますね。なかなかシビアな保存になりますが、大切に保存していただけたらと思います。質疑等ございませんでしょうか。

	質疑が無いようですのでこれより議案第 3 号を採決いたします。本案は原案の通り可決する事に御異議ありませんか。
各委員	異議なし。
植田委員長	異議なしと認めます。よって議案第 3 号は原案通り可決されました。
植田委員長	続きまして、日程第 2「議案第 4 号 平成 30 年度愛荘町一般会計教育委員会所管教育費予算概要について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。
中村部長	—議案第 4 号を説明—
植田委員長	ただいま「議案第 4 号 平成 30 年度愛荘町一般会計教育委員会所管教育費予算概要について」の説明がありました。ご質問等ございませんか。
八島委員	今説明いただいた 10 ページ目にスポーツ少年団の補助事業とあります。聞くとところによるとだんだんスポーツ少年団に参加される方が少なくなっているところがあるそうです。我が子も昔、スポーツ少年団で野球をやっていましたが、今は 1～6 年まで集めてもチームが出来るかどうかというような状況らしいですね。やはり小学生ぐらいから文化でもいいのですが、運動して学校とは別の仲間と一緒に頑張るというのはすごく良い事だと思うので、もっと増えるようにさらに考えていただければいいかなと思います。最近の小学生はスマホとかゲームに熱中している子が多いですが、やっぱり外でも中でも運動で体を動かすことの方がいいと思うのです。そういうことに参加できるようにもう少し何か考えていただければと思います。
藤居課長	ご意見ありがとうございます。実はここ数年の状況を見ていますと、スポーツ少年団の団員数は減っておりません。野球、サッカー、柔道、剣道、バレー、バスケット等がありますが、今おっしゃっていただいたように種目別に見ると、野球部が他競技に比べて若干人数が減少している状況です。一方、サッカー部は団員数がどんどん膨らんでいるということで、愛荘町では総団員数は増えている状況です。もう一点、平成 28 年度まではスポーツ少年団に加入できる団員は小学生以上という規定があったのですが、平成 29 年度から、幼児期からスポーツに親しむということが大切であるということで、3 歳以上から加入が可能になり、特にサッカーの指導者の方が幼稚園・保育園に通う年齢の子にも参加をさせ

	てあげようということで、指導というよりも「親しむ」という考え方で毎週教室もされています。今後、指導者の体制の下、野球についても魅力のあるスポーツということで団員が増えるように事務局としても取り組んでいきたいと思っております。
八島委員	ありがとうございます。ほとんどのスポーツ少年団は保護者が指導していますよね。
藤居課長	そうですね。
八島委員	昔、息子が入団していた時は非常に奇特な方がおられて、ボランティアで指導されていました。何とかスポーツ少年団の活動にご理解をいただける人を作っていくというのも大切かと思えます。すぐには無理でしょうが、やっぱり保護者に頼むというのは限度があると思うので、よろしくお願いします。
植田委員長	この前、我が家にもスポーツ少年団の加入案内がきて、「教室」と「スポ少」の両方の枠があったのでどういうことなのかなと思っていたのですが、今の説明を聞かせてもらって、3 歳以上の子どもを含むものを教室という体制ですというのも一つのスポーツ少年団の形態であると理解してよろしいですね。
藤居課長	はい、そうです。
植田委員長	他質問等ございませんか。よろしいでしょうか。 質疑が無いようですのでこれより議案第 4 号を採決いたします。本案は原案の通り可決する事に御異議ありませんか。
各委員	異議なし。
植田委員長	異議なしと認めます。よって議案第 4 号は原案通り可決されました。
植田委員長	続きまして、日程第 3「議案第 5 号 愛荘町要保護および準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する要綱について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。
中村部長	—議案第 5 号を説明—

植田委員長	ただいま「議案第 5 号 愛荘町要保護および準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する要綱について」の説明がありました。ご質問等ございませんか。
植田委員長	前回これが議題になった時にかなり額が上がったというのがありましたね。
中村部長	新入学児童生徒用品費は倍ぐらいに上がっています。他のものについても概ね数百円程度上がっておりますので、例えばお子様が 3 名ほどいらっしゃると金額が増えてきます。平成 29 年度途中から対応したかったのですが、予算の制約もございまして、30 年度から改正したいと思い、準備をさせてもらっています。
植田委員長	いかがでしょうか。ご質問等よろしいでしょうか。 それでは質疑が無いようですのでこれより議案第 5 号を採決いたします。本案は原案の通り可決する事に御異議ありませんか。
各委員	異議なし。
植田委員長	異議なしと認めます。よって議案第 5 号は原案通り可決されました。
植田委員長	続きまして、日程第 4「議案第 6 号 愛荘町公立学校職員服務規程の一部を改正する訓令について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。
中村部長	—議案第 6 号を説明—
植田委員長	ただいま「議案第 6 号 愛荘町公立学校職員服務規程の一部を改正する訓令について」の説明がありました。ご質問等ございませんか。 —意見、質疑なし—
植田委員長	質疑が無いようですのでこれより議案第 6 号を採決いたします。本案は原案の通り可決する事に御異議ありませんか。
各委員	異議なし。
植田委員長	異議なしと認めます。よって議案第 6 号は原案通り可決されました。

植田委員長	続きます、日程第 5「議案第 7 号 愛荘町社会教育委員会議の傍聴要綱について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。
藤居課長	—議案第 7 号を説明—
植田委員長	ただいま「議案第 7 号 愛荘町社会教育委員会議の傍聴要綱について」の説明がありました。ご質問等ございませんか。
植田委員長	今説明がありましたように、付属の何かで一括して社会教育委員会が公開となっているのですが、その他にはどういう会議が含まれていますか。教育委員会だと傍聴規定などは以前からありましたよね。
藤居課長	付属機関でどういうものが対象になるかといいますと、まず付属機関の設置根拠が愛荘町の条例で定めている機関であるかという点が一点。そして、その委嘱する委員が非常勤の特別職として採用されているかどうかという点が一点、そしてもう一点はその委嘱されている委員への報酬をお支払いしているかというこの三点が付属機関の根拠となります。そして、地方自治法の定めるところにおいて、町に諮問したことに対して提言をする等の役目を果たすという機関でございます。例えば、介護保険の審査会であるとか、あるいは町の開発委員会といったものが該当する付属機関になります。
植田委員長	今の社会教育会議はその部分に入っていた会議と考えたらいいですか。それをもう少しきちんと傍聴要綱を定めようということですね。
藤居課長	はい、そうです。
植田委員長	その他質問等ございませんでしょうか。
八島委員	今の条件に当てはまる委員会は全部ひっくるめて傍聴要綱にしたら済む話なら必要ないのではないのでしょうか。
藤居課長	その該当する付属機関が、それぞれの会議で傍聴要綱等を定めよということになっていますので。
八島委員	それが決まっているのですね。

藤居課長	そうです。
八島委員	はい、分かりました。
植田委員長	これから所管課の方でそれぞれ決めていかれるわけですね、
藤居課長	すでに審査会によってはきちんと要綱が出来ているものもありますが、社会教育委員会議は合併以降、傍聴要綱の定めがなく、そのことが分かりましたので今回上程させていただきました。
植田委員長	他よろしいでしょうか。 質疑が無いようですのでこれより議案第 7 号を採決いたします。本案は原案の通り可決する事に御異議ありませんか。
各委員	異議なし。
植田委員長	異議なしと認めます。よって議案第 7 号は原案通り可決されました。
植田委員長	続きまして、日程第 6「議案第 8 号 愛荘町公民館運営協議会の傍聴要綱について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。
藤居課長	—議案第 8 号を説明—
植田委員長	ただいま「議案第 8 号 愛荘町公民館運営協議会の傍聴要綱について」の説明がありました。ご質問等ございませんか。
八島委員	町民への公開というのはどんな方法でされているのですか。
藤居課長	基本的に町のホームページで事前にお知らせをするという方法を取らせていただきたいと思います。
八島委員	ホームページですか。広報に載っているわけではないのですね。
藤居課長	開催時期があらかじめ何ヶ月か前に決まっていると広報でもお知らせできるのですが、日程の関係上、会議日程が決まった後、ホームページにあげさせてもらうという形で実施させていただきたいと思います。
植田委員長	時々、防災無線の放送で傍聴の案内はされていますね。

藤居課長	そうですね。防災無線も利用させていただきます。
植田委員長	他よろしいでしょうか。 質疑が無いようですのでこれより議案第 8 号を採決いたします。本案は原案の通り可決する事に御異議ありませんか。
各委員	異議なし。
植田委員長	異議なしと認めます。よって議案第 8 号は原案通り可決されました。
植田委員長	続いて議題に入る前に、次の議題第 9 号及び承認第 4 号から第 6 号については個人情報に関わる議題となっております。愛荘町教育委員会議事運営に関する規則第 5 条の規定により、「人事に関する事件その他の事件について、出席委員の 3 分の 2 以上の多数で議決した時は、これを公開としないことができる。」となっております。この議案については公開しないこととしてよろしいかお諮りします。
各委員	異議なし。
植田委員長	異議なしと認めます。よって議案第 9 号、承認第 4 号、第 5 号、第 6 号は非公開といたします。 <u>●上記の決定により、「議案第 9 号 区域外就学について」、「承認第 4 号 区域外就学の専決処分につき承認を求めることについて」、「承認第 5 号 学区外就学の専決処分につき承認を求めることについて」、「承認第 6 号 要保護および準要保護児童生徒の認定の専決処分につき承認を求めることについて」は非公開とする。</u>
植田委員長	以上で平成 30 年第 2 回定例会の案件はすべて終了しました。 それでは、事務局から協議事項、報告連絡事項についてお願いします。 午前 10 時 30 分閉会